

## 児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所	027-261-1000 (代表)	〒379-2166 前橋市野中町360-1
<p>(概要)</p> <p>18歳未満の子どもの相談であれば何でもお受けします。          児童福祉司による助言指導、児童心理司による心理判定のほか、相談内容に応じて、一時保護や里親委託・施設入所、心理・医学診断や言語訓練を行います。          来所相談をご希望の場合は、あらかじめ電話でご連絡ください。</p> <p>1 養護相談          事情により子どもを育てることができない、子どもが虐待を受けている、里親について</p> <p>2 障害相談          知的発達、運動発達の遅れについて、自閉症、ADHD、LDなど発達障害について、きこえ・吃音・言葉の遅れについて</p> <p>3 非行相談          嘘をつく、金品を盗む、傷害を起こした</p> <p>4 育成相談          家庭内暴力やひきこもりなど、性格行動について、登校（園）しぶり・不登校について、育児、しつけについて          〔所管区域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡（玉村町）〕          (注) 群馬県内唯一の一時収容施設を有する。</p>		
こどもホットライン24	0120-783-884 (一般電話) 027-263-1100 (携帯電話)	/
<p>(概要)</p> <p>子育てでお悩みのことはありませんか？          18歳未満の子どもに関することであれば何でもご相談ください。          24時間いつでも大丈夫！          FAX (027-261-7333) や電子メール          (chuuji@pref.gunma.lg.jp) での相談も受け付けています。          ・本文には、「氏名」「お住まいの市町村」「電話番号」をなるべくご記入ください。          ・受信後、回答までに数日かかることもありますので、ご了承ください。</p>		

## 児童福祉に関する相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬県 中央児童相談所 北部支所	0279-20-1010 (代表)	〒377-0027 渋川市金井394 渋川保健福祉事務所内
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：沼田市、渋川市、北群馬郡（榛東村、吉岡町）、吾妻郡（東吾妻町、草津町、高山村、嬬恋村、中之条町、長野原町）、利根郡（片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）〕		
群馬県 西部児童相談所	027-322-2498 (代表)	〒370-0829 高崎市高松町6
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡（上野村、神流町）、甘楽郡（甘楽町、下仁田町、南牧村）〕		
群馬県 東部児童相談所	0276-31-3721 (代表)	〒373-0033 太田市西本町41-34
(概要) 中央児童相談所に同じ。 〔所管区域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡（板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町）〕		
(注) 2020年4月に移転予定		
(注) 各市町村の児童家庭相談窓口は、お住まいの市役所・町村役場（365ページ～366ページ参照）をご確認の上、お問い合わせください。 受付時間（通例） 平日 8:30～17:15		